

旭川商工会議所会員限定プレミアム付商品券取扱店募集要領

1. 商品券発行の目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上が減少している多くの会員事業者を応援するため、プレミアム率20%の商品券を発行することで、地域消費の喚起、賑わい創出、並びに地域経済の活性化を図る。

2. 商品券の発行について

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名 称 | 旭川商工会議所会員限定プレミアム付商品券（以下「商品券」という） |
| (2) 発 行 額 | 6,000万円（プレミアム20%を含む） |
| (3) 発 行 冊 数 | 5千冊 |
| (4) 販 売 価 格 | 10,000円／冊（1,000円×12枚綴り）
<u>内2,000円分は飲食店限定</u> |
| (5) 販 売 期 間 | 令和4年7月1日から（なくなり次第終了） |
| (6) 販 売 場 所 | 旭川商工会議所 |
| (7) 販 売 方 法 | 事業所単位で申込用紙にて事前申込 |
| (8) 購 入 上 限 | 1会員事業所あたり30冊まで |
| (9) 購 入 対 象 者 | 旭川商工会議所会員事業所の役員、従業員、従業員家族等
※購入は事業所単位 ※会員事業所 3,669社（4月末時点） |
| (10) 使 用 期 間 | 令和4年7月1日から令和4年9月30日 |
| (11) 使 用 区 域 | 旭川商工会議所会員事業所登録店舗（ <u>小売業を営む大企業除く</u> ） |
| (12) 使用上限額 | 1回あたりの使用上限額（使用可能金額）については制限なし |
| (13) 店舗登録期間 | 令和4年6月3日まで（※1次締切）
※上記期間後も随時受付いたします。 |
| (14) 登 録 費 用 | なし（ <u>登録料や換金手数料の負担はございません</u> ） |
| (15) 換 金 期 間 | 令和4年7月11日から令和4年10月21日 |

3. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は登録されている店舗でのみ利用可能です。
- (2) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対しては、全て自己責任とします。
- (7) 商品券の利用を見込んで通常より高い価格を設定することはできません。

(8) 商品券の受取を拒むことはできません。

(9) 飲食を提供していない事業者が、飲食店限定の商品券を受領することはできません。

4. 商品券の使用対象にならないもの

- ◆ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ◆ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いものの購入
- ◆ 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金など）
- ◆ たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ◆ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ◆ 医療費、介護サービス費など保険適用されるもの
- ◆ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関わる支払い
- ◆ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ◆ その他、旭川商工会議所が指定するもの

5. 取扱店の参加資格

旭川商工会議所の会員事業者であり、次に掲げる（1）～（5）に該当する事業者を除いたもので使用できるものとします。

- (1) 小売業を営む大企業（中小企業基本法の定義である、「資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人」に該当しない小売業を営む企業）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (4) 上記[4. 商品券の使用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (5) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

※なお、旭川商工会議所の非会員事業者であっても、上記（1）～（5）に該当しない場合は、新規入会を条件とし、本商品券の取扱店への登録を認めます。

6. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスターを利用者が分かりやすい場所に提示してく

ださい。

- (2) 本事業で配布したプロモーションツール（ポスター等）については、本事業終了後に各参加店で責任を持って処分をしてください。
- (3) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに旭川商工会議所まで報告してください。
- (4) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店を記入、受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- (5) 商品券の交換及び売買は行わないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (6) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入等）に使用しないでください。
- (7) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とし、発行者は責を負いません。
- (8) 商品券の見本を取扱店に配布しますので、真偽の判別は取扱店の責任においておこなってください。
- (9) 売上実態のないものなど、虚偽の申告を用いて、商品券の換金等を行わないでください。

7. 登録手続きについて

(1) 登録方法

本「取扱店募集要領」に同意のうえ、「旭川商工会議所会員限定プレミアム付商品券」取扱店舗等届出書に必要事項を記入し、旭川商工会議所へご提出願います。

※FAX又は郵送でのご提出をお願いします。

(2) 届出書の提出先

◆旭川商工会議所 〒070-8540 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター3階
TEL 0166-22-8413（直通） 0166-22-8411（代表） FAX 0166-22-2600

(3) 登録期間

令和4年6月3日（金）まで ※締め切り後も随時受付いたします。

※6月中旬より使用可能店舗リストを公開いたしますので、期限内でのご登録にご協力をお願いいたします。

(4) 登録後

届出のあった事業者には、後日、取扱店マニュアル、商品券見本、ポスター等を郵送させていただきます（6月中旬～下旬予定）。

※複数の店舗が含まれるテナントビル等の一括申込はできません。個別のテナントごとに申し込みをしてください。

8. 換金について

(1) 換金方法

取扱店は、商品券の裏面にある所定欄にボールペンなどで取扱店を記入、または受領印もしくは代表者印を捺印お願いします。

換金を希望する2営業日前までに電話にて、旭川商工会議所までご連絡ください。事前連絡後に旭川商工会議所までお越しください。商品券と引き換えに現金をお渡しいたします。

(2) 換金に必要なもの

使用済み商品券（裏面に法人名・取扱店名等が記入されているもの）

来所される方の身分証明書（運転免許証、保険証、旅券(パスポート)など）

(3) 換金申請受付期間

令和4年7月11日（月）から令和4年10月21日（金）まで

※上記期間を過ぎての換金には、一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 換金時間

平日の午前9時～午後4時30分まで

（※旭川商工会議所 営業時間：午前8時30分～午後5時 休日：土日祝）

(5) その他

50万円以上の換金になる場合は、事務局までご相談願います。

9. 取扱店の取消等

本「旭川商工会議所会員限定プレミアム付商品券取扱店募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や商品券取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は、これを請求する場合があります。

10. その他留意事項

(1) 本「旭川商工会議所会員限定プレミアム付商品券取扱店募集要領」に記載されていない事項は、旭川商工会議所へお問い合わせください。

(2) 取扱店情報（店舗名称、所在地等）は、ホームページやスマホアプリ「あさっぴーNEWS」等で広報します。（6月中旬予定）

(3) 事業の詳細、届出書等は旭川商工会議所のホームページからもダウンロードできます。

《お問い合わせ先》 旭川商工会議所産業支援部産業振興課
〒070-8540 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター3階
TEL 0166-22-8413（直通） 0166-22-8411（代表）